146　大動脈用ステントグラフト ⑴　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ④　分枝血管部分連結型 （承認番号） 30600BZX00235000	令和７年12月１日から 令和９年11月30日まで	3,840,000円
（略）	（略）	（略）

⑵　（略）

（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

⑵　（略）

○経済産業省告示第百七十二号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百七十九号）の施行に伴い、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和三年経済産業省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
2　基本的な考え方	2　基本的な考え方
2．1　商品等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項	2．1　商品等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項
2．1．1　（略）	2．1．1　（略）
2．1．2　令第１項の表第２号及び第３号の中欄に規定する事業の区分に係る事項	2．1．2　令第１項の表第３号及び第４号の中欄に規定する事業の区分に係る事項
（略）	（略）
・　このようなデジタル広告分野における特有の性質を踏まえつつ、商品等提供利用者の利益を保護するためには、特定デジタルプラットフォーム提供者が提供条件の変更等の行為を実施するに当たって、商品等提供利用者の利益に配慮しながら、以下の方向性に沿った適切な取組を実施することが重要である。	・　このようなデジタル広告分野における特有の性質を踏まえつつ、商品等提供利用者の利益を保護するためには、特定デジタルプラットフォーム提供者が提供条件の変更等の行為を実施するに当たって、商品等提供利用者の利益に配慮しながら、以下の方向性に沿った適切な取組を実施することが重要である。
①　（略）	①　（略）
②　個々の行為を行うに当たって、一貫性・公平性のある判断がなされる適切な仕組みを構築すること	②　個々の行為を行うに当たって、一貫性・公平性のある判断がなされる適切な仕組みを構築すること
―　とりわけ、メディア一体型広告デジタルプラットフォーム（令第１項の表第２号の中欄に規定する事業の区分に該当する特定デジタルプラットフォームをいう。以下同じ。）については、商品等提供利用者の求めに応じて第三者ツールを提供する者に対して、合理的な範囲で、その接続について適切な対応を行うこと	―　とりわけ、メディア一体型広告デジタルプラットフォーム（令第１項の表第３号の中欄に規定する事業の区分に該当する特定デジタルプラットフォームをいう。以下同じ。）については、商品等提供利用者の求めに応じて第三者ツールを提供する者に対して、合理的な範囲で、その接続について適切な対応を行うこと
③　（略）	③　（略）
（略）	（略）